

# 通行確認システムにおける 許可実績利用の運用開始について

---

# 1. 通行確認システムにおける許可実績利用について

- 特殊車両通行許可制度の個別審査結果（許可実績）を特殊車両通行確認システムの通行可能経路の判定に利用する運用を開始します
- 通行確認システムにて通行可能経路を求める登録車両と車種が同じであり、道路管理者の同意を得た個別審査結果が通行可能経路の判定に利用されます（他の申請者の個別審査結果も利用可能です）
- 許可実績は、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がない範囲で利用されます
- 利用可能な許可実績は今後拡大していく予定です

## <許可実績の利用対象となる審査箇所について>

通行経路	出発地住所	目的地住所	備考								
1	始点	終点									
障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地先名	往復区分	名称 (交差点又は構造物)	出発地側交差点	交差点地先名	～	目的地側交差点	交差点地先名
狭小幅員	個別審査	兵庫県地方整備局 姫路市川国道事務所	一般国道 29号線 複線 (5)	相野	往復	-	山陽姫路西インター東#5234240101 車道幅員-3.30m	石倉	～	#5234240500	相野
曲線	個別審査	兵庫県地方整備局 姫路市川国道事務所	一般国道 29号線 複線 (5)	相野	往復	-	山陽姫路西インター東#5234240101 申請車両の占有幅-4.92m 車道幅員-4.50m	石倉	～	#5234240500	相野
上空障害	個別審査	兵庫県 君津土木事務	一般国道 410号線	広岡	往復	広岡隧道	#5240600025 C条件限度値 高さ 4.10m	大戸見	～	#5240700022	久留里
交差点	個別審査	兵庫県 君津土木事務							～		
橋梁	個別審査	兵庫県 子市							～	#5333130288	二本木

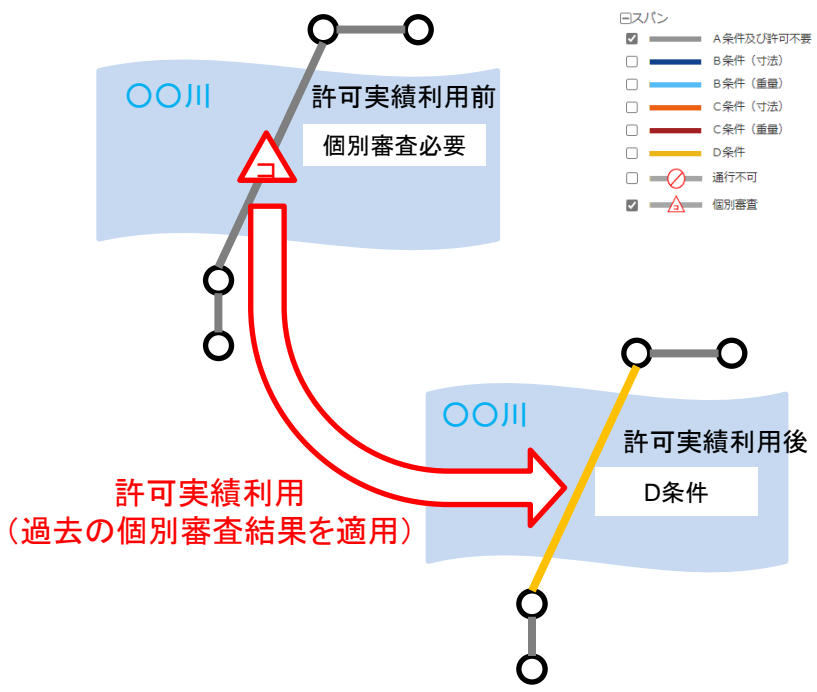
# 1. 通行確認システムにおける許可実績利用について

● 通行確認システムの通行可能経路判定において、個別審査が必要等の理由により、これまで選定されなかった経路が、今後は通行許可制度の許可実績を利用することで「通行可能」となることがあります。

<許可実績の利用による通行可否が変わる例>

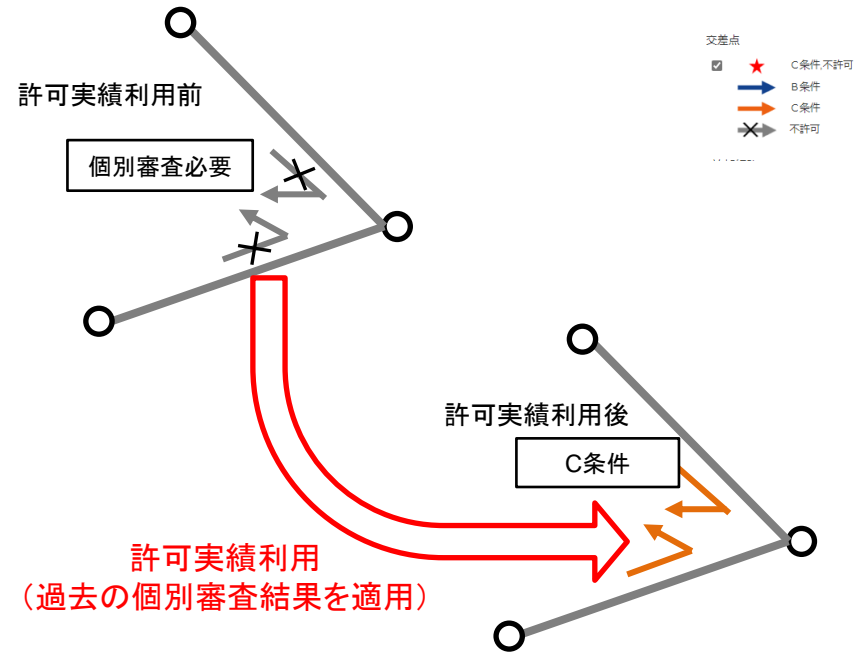
## ① 橋梁障害の場合

許可実績利用前：通行可能経路無し（個別審査必要）  
許可実績利用後：通行可能経路有り（D条件）



## ② 交差点の場合

許可実績利用前：通行可能経路無し（個別審査必要）  
許可実績利用後：通行可能経路有り（C条件）



## 2. 運用開始時期、注意事項

＜通行確認システムにおける許可実績利用の運用開始日時＞

令和5年12月21日（木）9:00

＜運用開始時の注意事項＞

回答書未発行の経路探索結果は、システム停止中に無効となり、経路探索前の状態に戻ります。

システム再開後に再度経路探索を行ってください。

（運用開始後に経路探索より許可実績利用が適用されます）